

環水大土発第1804034号

平成30年4月3日

特定非営利活動法人日本芝草研究開発機構理事長 殿

環境省水・大気環境局土壌環境課

農薬環境管理室長



ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針に基づく水質調査の取組について

日頃、農薬環境行政の推進にご理解、ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号環境省水・大気環境局長通知をもって、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を定めたところですが、別添写しのとおり都道府県環境担当部長あてに、本指針に基づき、水質の実態把握に努め、ゴルフ場関係者等が行った調査の結果についても把握し、環境省へ提供するよう依頼するとともに、「水産動植物の被害防止の観点から水質調査において注意を要する農薬一覧」を30年3月1日現在で更新した情報を提供しましたのでお知らせします。

ついては、会員に対し、農薬の使用及び自主的な水質調査を行う際の参考とされるよう周知をお願いします。